

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第8回）議事録

■日時 令和3年1月18日（火）午後1時30分～午後3時32分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、廣江委員、
水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

ア 国立印刷局王子工場整備事業

⇒ 騒音・振動及び土壌汚染・廃棄物共通に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

イ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）

⇒ 大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

ウ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（中地区）

⇒ 大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

エ （仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（南地区）

⇒ 大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

羽田空港アクセス線（仮称）整備事業【1回目】

⇒ 騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、史跡・文化財及び廃棄物の全7項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第8回）

速 記 録

令和4年1月18日（火）

Webによるオンライン会議

(午後 1 時 32 分開会)

○下間アセスメント担当課長 委員の皆様、こんにちは。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 11 名の御出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 8 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。部会長、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長 では、始めさせていただきたいと思います。

まず、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○宮越部会長 ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (中地区)」環境影響評価書案に係る総括審議、「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区)」環境影響評価書案に係る総括審議、「羽田空港アクセス線 (仮称) 整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となります。

○宮越部会長 それでは、次第 1 (1) の「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明いたします。資料 1-1 を御覧ください。

資料 1-1 は、前回までの部会における 2 回の審議内容を整理したものとなります。各委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染・地盤・水循環」「日影・景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の順序で取りまとめており、合計 12 件、環境影響評価項目以外の「その他」が 1 件となりました。前回で追加となった事項は、「取扱い」欄に「12/17」(12 月 17 日)と記載しています。前回で追加となった項目は、3 ページの「大気汚染」番号 1 及び番号 2、5 ページの「騒音・振動」番号 1 及び番号 2、5 ペー

ジの「土壌汚染」番号1、6ページの「日影・景観」番号1、7ページの「温室効果ガス」番号1、8から10ページにかけての「温室効果ガス」番号2となります。

3ページの「大気汚染」番号1と8から10ページの「温室効果ガス」番号2については、事業者から回答補足がありましたので、追記しております。

また、前回で総括審議事項に取り上げるものとしたものには、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」を記載しております。総括審議事項は4つありました。1つ目、4ページの「騒音・振動」番号1、2つ目、5ページの「土壌汚染」番号1、3つ目、6ページの「廃棄物」番号1、4つ目、8から10ページにかけての「温室効果ガス」番号2が総括審議事項となっております。4つの総括審議事項について説明します。

1つ目の「騒音・振動」番号1についてですが、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近になることから、その対応等について質疑が行われました。事業者からは、防音パネル等の設置や、建設機械が集中しないよう計画的かつ効率的な工事工程を検討するなど、環境保全のための措置を実施していくという回答がございました。

2つ目の、5ページの「土壌汚染」番号1についてですが、本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしています。特に油系のものなど予想外の土壌が出ることで懸念されることから、条例対象外のものに対しても適切に対応するようにコメントがありました。

3つ目の、6ページの「廃棄物」番号1についてですが、建設汚泥と建設発生土に関して、汚染土壌の可能性から再資源化の定量的な検討は行われていないが、範囲、面積、深さ方向から、汚染物とそうではないものを分けて予測・評価できると推察されることから、その対応等について質疑が行われました。事業者からは、土壌汚染については現在調査中であり、汚染土と汚染土以外の量について、評価書提出時には間に合わないという回答がありました。

4つ目の、8から10ページにかけての「温室効果ガス」番号2についてですが、工事完了後の施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減の程度は約2.95%と予測しているが、その詳細について質疑が行われました。事業者からは、今回建て替える建物についての削減の程度について回答がありました。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、今御説明いただきました資料1-1の前の質疑応答について、修正等が

ございましたらお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。
いかがでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 資料 1-2 を御覧ください。資料 1-2 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会での審議経過と、第 2 として審議の結果を記載しています。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

では、詳細について資料を説明いたします。

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 7 月 20 日に「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には審議会、部会における審議事項をまとめております。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

騒音・振動の予測では、最大値出現地点が中高層住宅等に近接する北側境界付近となることから、防音シート等の採用や建設機械の配置、台数を詳細に検討するなど環境保全のための措置を徹底し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

【土壌汚染、廃棄物 共通】

本事業では、形質変更する敷地の一部で土壌汚染が確認されており、拡散防止措置を講じるとしている。

工事の施行に際しては、掘削時の拡散防止等十分な環境保全措置を講じること。また、事後調査において汚染状況、周辺環境への影響及び対策実施状況について詳細な報告を行うとともに、汚染範囲外の発生土等の再資源化状況について報告すること。

説明は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあればお願いいたします。この資料の順番にお伺いしていきたいと思います。

では最初に、「騒音・振動」について、御担当の廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 ありがとうございます。私がこれまで指摘してきた、隣接する住宅への配慮がきちんと書かれていますので、特にコメントはございません。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「土壌汚染」について、保高委員、いかがですか。

○保高委員 「土壌汚染」に関しましても、コメントさせていただいた内容がしっかり網羅されておりますので、問題ございません。ありがとうございます。

○宮越部会長 「廃棄物」に関しまして、池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 「廃棄物」に対しても、基本的にはありません。予測で定量的な予測がされていなかったもので、その分をフォローしていただけるような対応を求めているものです。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

総括審議事項となりました「温室効果ガス」について、指摘する事項にはなりませんでしたが、御担当の渡邊委員からコメントをお願いいたします。いかがでしょうか。

○渡邊委員 ありがとうございます。答申には挙げないということで了解いたしました。

ただ、2.95%の削減率ということで、まだまだ削減率を深掘りしていただきたいというところはありますので、まだ設計が初期段階だということで、設計が深度化して進行していくことに伴って、さらなる環境保全措置を入れていただくということを御検討いただきたいということと、導入された設備が最大限の効果を発揮できるように適切に運用していただきたい。それを事後調査で定量的かつ具体的に報告していただくをお願いしたいと思います。

います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。事務局から今の渡邊委員から頂いた御意見を事業者にお伝えいただくということによろしいでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 はい、承りました。

○渡邊委員 よろしくお願ひいたします。

○宮越部会長 よろしくお願ひします。

では、ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御発言がございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了いたします。ただいまの御説明した内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございました。

○宮越部会長 それでは、引き続き、次第1(2)の「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(北地区)」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

なお、(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画の環境影響評価書案の審議は、このほかに中地区、南地区の評価書案がありますが、案件ごとに別の事業者が申請しておりますので、前回同様、3案件一括ではなく、北地区、中地区、南地区の順で総括審議を進めていきたいと考えております。

まず、事務局から資料の説明をお願ひいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料2-1を御覧ください。資料2-1は、過去2回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「大気・騒音振動共通」「騒音・振動」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「その他」の順序で取りまとめており、合計10件、環境影響評価項目以外の「その他」が3件となりました。

前回で追加となった事項は、「取扱い」欄に「12/17」(12月17日)と記載しています。前回で追加となった項目は、14ページの「大気汚染」番号4、15ページの「風環境」番号1、16ページの「史跡・文化財」番号1、17ページの「その他」番号3となります。要約して内容を御説明いたします。

大気汚染に関して、「より問題なのは、建設機械の稼働に伴う排出量のほうだと思われます。特に環境基準を超えていて、寄与率が高い。事後調査で予測とは違ったときに、他の事業が重なっていたなどを書いていくのは大切。」との意見でした。事業者からは、事後調査でしっ

かり書いていくとの回答でした。

「風環境」に関しては2つありまして、1つ目は、「対策などを施すことによって改善された地点があるが、C領域が残っているため、こういったところに対する配慮をさらに進めることはできないか。」との質問に対し、防風対策後も領域Cが残っているが、現状では計画のボリュームあるいは細かいところの外構などがまだ最終段階のものではないため、今後も風対策については検討していくとの事業者回答でした。

2つ目は、「すぐ近くの防風植栽を2本だけ立てるという対策だが、単発的にある植栽は先々維持できるのか。」との質問に対し、どの部分に植栽等防風対策を施すと効果があるのかということを示すために、常緑樹だけではなく落葉樹も植栽していくため、防風対策上はピンポイントで、一番よく効くところに置いているが、実際はそれ以上の植栽をやっていき、それらの植栽の維持管理をきちんとやっていくとの回答でした。

「史跡・文化財」に関して、「しっかりした対応が取られると認識しているが、帝国ホテルのところは以前に現在の東京国立博物館の前身の事務局が置かれていたであろうところであり、重要な場所である。近代史の時代の歴史観を残していくような活動が既に周りの場所でされているところでもあるので、計画の中にそういう地域の記憶を取り込んでいくような計画があるか。」との質問に対し、近代以降もいろいろな歴史的な重要な場所だという認識はあるため、アセスメント図書の中でどういうことを書いていくのか工夫はできると思われるとの回答でした。

「その他」について、「複数事業の影響は、アセスメントの制度で今後必要な課題と思われる。希望だが、そういった課題意識を持っている研究者などの検討のために、この事業だったらどうなのかというようなことを、可能な限り予測で使ったデータを提供していただいて、複数事業の影響の検討にも協力いただけたら。」との要望に対し、実際工事が動き出した際には、当然お互いの工事に関する情報提供はしていく。その中でどこまで公表できるかどうかは、可能な限りそれぞれの地区で共有して、事後調査報告書に記載し、公開していく方針で進めていきたいとの事業者回答がありました。

前回で総括審議事項に取り上げるとしたものは、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」と記載しております。13ページの「大気汚染」番号1及び2、15ページの「騒音・振動」番号2、15ページの「風環境」番号1、16ページの「景観」番号1、以上4つが総括審議事項となっております。4つの総括審議事項について説明いたします。

1つ目の「大気汚染」番号1及び2についてですが、「3事業が似たようなスケジュールで

行っていく中で、単体で見たときに、大気はかなり建設機械の稼働寄与率が高く、環境基準も超えている。ほかの事業も加わってくれば、かなりのインパクトとなる。あとは、そこを通行される方とか、保全対策としてはそういったところになってくる可能性もあり、今後対策を行っていかなければいけない。」ということについて質疑が行われました。事業者からは、北地区のⅡ期工事のときは中地区と南地区の供用が始まっているので、供用後の台数を北地区のⅡ期工事のときの工事用車両の予測に反映している。建設機械の大気汚染の最大着地濃度の部分は特に注意する方向で、ゼネコン間の調整かと思っている。歩道側に出ているところに関しては、最大着地濃度が出ている付近を重点的に施工者と調整するということになる。保全対象としては、例えば騒音・振動について、ホテルは夜利用者が多く、劇場は昼間利用者が多いので、利用者、滞在者も注意深く見ていくとの回答がありました。

2つ目の「騒音・振動」番号2についてですが、「北地区、中地区と南地区はほぼ同時に始まる工程になっており、かつ、騒音・振動が最も大きくなる時期もほぼかぶさっているので、互いの音がさらに合算されるので、規制値は超えない予測にはなっているが、十分調整していく。」ことについて質疑が行われました。事業者からは、調整していきたいとの回答がありました。

3つ目の「風環境」番号1についてですが、対策などを施すことによって改善された地点があるが、C領域が残っているため、こういったところに対する配慮をさらに進めることについて、また、すぐ近くの防風植栽を2本だけ立てるということだが、単発的にある植栽は先々維持できるのか質疑が行われました。事業者からは、防風対策後も領域Cが残っているが、現状では計画のボリュームあるいは細かいところの外構などがまだ最終段階のものではないため、今後も風対策については検討していく。また、どの部分に植栽等防風対策を施すと効き目があるのかということを示すために、常緑樹だけではなく落葉樹も植栽していくため、防風対策上はピンポイントで、一番よく効くところに置いているが、実際はそれ以上の植栽をやっていき、それらの維持管理をきちんとやっていくとの回答でした。

4つ目の「景観」番号1についてですが、「3つの開発の連携の話などがあったが、中地区と南地区は高さも同じで、まとまったスカイラインができるというよりは、屏風みたいなものができてしまうという印象がある。通常この手の建物を造るときは、ファサードを単に1枚の面にするのではなくて、様々な複雑な文様のような、幾つかのスカイラインが積層しているといったデザインを工夫するなどの例も見かけるが、それぞれ景観としての調和などを考えたデザインの調整などをする予定があるのか。」、また、外部の方々に意見を伺うことな

どについて質疑が行われました。事業者からは、各地区間で調整会議というのがあるので、その中で、デザインの詳細、それ以外の細かい低層部のデザインとか外構デザインについては、各地区の事業者間、設計者も含めて調整していく。また、この案件は東京都の景観条例の対象になっているので、条例の手続に乗った中で調整が図られると思うという回答を事業者から得ております。

説明は以上になります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただきました資料 2-1 の前回の質疑応答について、修正等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料 2-2 を御覧ください。資料 2-2 は、環境影響評価書案について、第 1 として部会の審議経過と、第 2 として審議の結果を記載しています。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、18 ページ及び 19 ページ、資料 2-2 「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」に係る環境影響評価書案について (案) を御覧ください。

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 6 月 29 日に「(仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (北地区)」環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は次のページになっております。なお、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されませんでした。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても昼間・夜間共に環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

資料の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、審議結果について、環境影響評価項目の御担当の委員から補足することがあればお願いいたします。この資料の掲載順にお伺いしていきたいと思います。

「大気汚染」について、御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 このとおりだと思います。特にこれ以上の説明はございません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「騒音・振動」について、廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 こちらも私からのコメントが反映されており、特に追加の意見はありません。ただ、一番最後に書いています相互の連携というのが、ほかの2事業も含めて大事だと思っておりますので、この点をこれからもよろしく願います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

「景観」「風環境」について、御担当の宗方委員、いかがでしょうか。

○宗方委員 私の意見をほぼ反映していただいていると思っております。「景観」のほうは、この東京都の中心的なところの重要な資産として残すものですので、ぜひ良いデザインを造っていただけたらと思います。また、「風環境」のほうは、防風対策を植栽で行う以上、維持管理という長期的な視点で、持続できるものを造っていただければと思います。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、ほかの委員の皆様も含めまして御発言がございましたらお願いいたします。発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了します。ただいまの説明した内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございました。

○宮越部会長 では、続きまして、次第1(3)の「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料3-1を御覧ください。資料3-1は、過去2回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「大気・騒音振動共通」「騒音・振動」「風環境」「景観」「史跡・文化財」「その他」の順序で取りまとめており、合計12件、環境影響評価項目以外の「その他」が3件となりました。

前回は追加となった事項は、「取扱い」欄に「12/17」（12月17日）と記載しています。前回で追加となった項目は、22ページの「大気汚染」番号4、23ページの「騒音・振動」番号3、24ページの「風環境」番号1及び2、25ページの「史跡・文化財」番号1、26ページの「その他」番号3となります。要約して内容を御説明いたします。

「大気汚染」に関しては、北地区と同じ内容なので割愛いたします。

「騒音・振動」に関して、「特にこの中地区は両側に工事区を抱えた一番対策の厳しいところだと思われる。中と南は同時進行で、かつ、中のコンターが、特に日比谷公園にかぶる部分が非常に広範囲にわたっている。隣の建物の反射とかの影響を単独で対策するのも難しいので、連携の中で中地区が一番厳しいのかと思っている。ぜひうまく調整していただきたい。」との意見に対し、両地区に挟まっている地区のため、お互いの地区、隣地境界で接していて、北、中、南の計画地外に対する影響が重なるということに対しては、きちんと連携して、周辺に対する騒音に関して、防音対策等々を検討していく。ただ、まだ施工者が決まっていない状況であるため、アセス図書に書いてある環境保全措置を徹底するように指導していくとの事業者回答がありました。

「風環境」に関しては2つありまして、1つ目は、「北地区と南地区の対策後というデータとして示しているのと同じということがあるだけで、中地区として特に対策はしていないというように読めてしまう。中地区の西あるいは東側には領域Cが入っているところはないが、日比谷通り沿いのところなどは中地区の建物からの影響の可能性もあるので、こちらも全体的に様々な対策など、検討の中において、中地区として改善の余地もあるのかということなどを今後も検討を進めていただきたい。」との意見に対し、防風対策としては示していないということだが、実際はいろいろ風環境に配慮した検討をずっと評価書案を出す前までしていて、植栽関係もかなり行っている。実際はかなりの植栽の量を、常緑、落葉も含めて、風環境に資するような緑化計画を検討しているとの事業者回答がありました。

2つ目は、「中地区から日比谷公園に渡るデッキは点線だけで表現されているが、どんな状況になるか。かなり人通りが多くなるようになると思うが、相応の配慮が必要では。」との質問に対し、中地区から日比谷公園に延びるデッキは、この時点では具体的な位置や形はまだ定まっていないということで、風洞実験の中で測定点を取っていないが、竣工までに十何年もあるので、その途中でデッキの詳細等々の形状が公開されたら、風洞実験で測定点を取るなどの検討をする準備はあるとの回答でした。

「史跡・文化財」に関して、「日比谷公園内のデッキの延びていく先は公園内で、基礎部分

のところにかかってくるところが遺跡に恐らく該当していくのではないかとと思われる。ここについては特に丁寧に遺跡についての対応をお願いしたい。それから、市政会館も近代の重要な遺産であるということで、都民からの声ということで御指摘を受けていると思われる。そこも含めて説明する必要があるのでは。」との意見に対し、現時点で、大体の場所は示されているが、まだ公園の具体的な計画等ははっきりせず、公園の部分は今回の事業の敷地外であるが、事業者としてできることは、公園の関係部局と連携しながら、遺跡や公園等について詰めていくことにはなると思う。今後、事後調査で公開できることについては記述していくとの回答でした。

「その他」については、「都民の意見を見ると、ヒートアイランド現象の話が出てくる。ヒートアイランドは、ビルの密集によって風通しが悪化することによっても起こるとよく知られている。日比谷公園内でいろいろと測定しているため、そこでヒートアイランドに対しても、どういう影響があるのかということを実後調査で明らかにすると非常に良いのでは。」との要望に対し、ヒートアイランドはアセスの中の予測評価項目ではないが、いろいろなことは今後検討していくという事業者回答がありました。

前回で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」と記載しております。21 ページの「大気汚染」番号 1 及び 2、23 ページの「騒音・振動」番号 2、24 ページの「風環境」番号 1、24 ページの「景観」番号 1、以上 4 つが総括審議事項となっております。4 つの総括審議事項について説明いたします。

1 つ目の「大気汚染」番号 1・2 についてですが、北地区と同じ内容なので割愛いたします。

2 つ目の「騒音・振動」番号 2 についてですが、北地区と同じ内容なので割愛いたします。

3 つ目の「風環境」番号 1 についてですが、「北地区と南地区の対策後というデータとして示しているのと同じということであるが、中地区として特に対策はしていないというように読めてしまう。中地区の西あるいは東側には領域 C に入っているところはないが、日比谷通り沿いのところなどは中地区の建物からの影響の可能性もあるので、こちらも全体的に様々な対策など、形状なども含めた検討の中において、中地区としての改善の余地もあるのかということなどを今後も検討すること。」について質疑が行われました。事業者からは、防風対策としては示していないということだが、実際はいろいろ風環境に配慮した検討をずっと評価書案を出す前までして、植栽関係もかなり行っている。実際はかなりの植栽の量を、常緑、落葉も含めて、風環境に資するような緑化計画を検討しているとの事業者回答がありました。

4つ目の「景観」番号1についてですが、北地区と同じ内容なので割愛いたします。

資料についての説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただきました資料3-1の前の質疑応答について、修正等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料の説明をいたします。資料3-2を御覧ください。環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果を記載しております。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、27ページ及び28ページ、資料3-2「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」に係る環境影響評価書案について(案)を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(中地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は次のページに記載しております。なお、都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催されませんでした。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【風環境】

本事業は、公園や駅を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

資料の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、審議結果について、環境影響評価項目の御担当の委員から補足することがあればお願いいたします。北地区と重複する内容があると思いますが、この資料の順番でお伺いして

いこうと思います。

「大気汚染」について、御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 ほとんど同じことになりますが、こちらでお願いします。特にこれ以上追加、修正はございません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「騒音・振動」について、廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 先ほどと内容は同じで、特に最後の1行が非常に大切だと思っています。以上、コメントはそれまでです。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「景観」「風環境」について、宗方委員、いかがでしょうか。

○宗方委員 特に追加とかはございません。これで結構でございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明について、ほかの委員の皆様も含めまして御発言がございましたらお願いいたします。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了します。ただいまの説明した内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございます。

○宮越部会長 では、続きまして、次第1(4)の「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料4-1を御覧ください。資料4-1は、過去2回の部会における審議の内容を整理したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに「大気汚染」「大気・騒音振動共通」「騒音・振動」「風環境」「景観」「その他」の順序で取りまとめており、合計9件、環境影響評価項目以外の「その他」が4件となりました。

前回で追加となった事項は、「取扱い」欄に「12/17」(12月17日)と記載しています。前回で追加となった項目は、31ページの「大気汚染」番号4、32ページの「風環境」番号1となります。要約して内容を御説明いたします。

「大気汚染」に関しては、北地区及び中地区と同じ内容なので割愛いたします。

「風環境」に関してですが、「改善がされていなかったというポイントがあったようですの

で、これも引き続き御検討されているとは思いますが、しっかりと御検討していただきたい。」との意見に対し、風洞実験の際にはボリューム等で示しているが、今後、低層部のいろいろな部分の詳細が決まってきたら、どこかのタイミングで風洞実験を行うことになる。検討は今後も続けていくとの事業者回答がありました。

前回で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の欄「取扱い」に「総括審議事項へ」と記載しております。30ページの「大気汚染」番号1及び2、32ページの「騒音・振動」番号2、32ページの「風環境」番号1、33ページの「景観」番号1、以上4つが総括審議事項となっております。4つの総括審議事項について説明いたします。

1つ目の「大気汚染」番号1及び2についてですが、北及び中地区と同じ内容なので割愛いたします。

2つ目の「騒音・振動」番号2についてですが、北地区及び中地区と同じ内容なので割愛いたします。

3つ目の「風環境」番号1についてですが、改善がされていなかったポイントがあったようなので、しっかりと検討していくことについて質疑が行われました。事業者からは、風洞実験の際にはボリュームで示しているが、今後、低層部のいろいろな部分の詳細が決まってきたら、どこかのタイミングで風洞実験を行うことになる。検討は今後も続けていくとの回答でした。

4つ目の「景観」番号1についてですが、北地区及び中地区と同じ内容なので割愛いたします。

資料の説明は以上です。

○宮越部会長 では、ただいま事務局から御説明いただきました資料4-1の前の質疑応答について、修正等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、資料4-2を説明いたします。資料4-2は、環境影響評価書案について、第1として部会での審議経過と、第2として審議の結果を記載しています。環境影響評価書案の審議結果のまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、35ページ及び36ページ、資料4-2「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地

区)」に係る環境影響評価書案について（案）を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和3年6月29日に「(仮称)内幸町一丁目街区 開発計画(南地区)」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については次のページに記載しております。なお、都民の意見を聴く会は、公述人の申出がなかったため開催いたしませんでした。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して大気質への影響の低減に努めること。また、隣接の開発計画の工事用車両及び関連車両の影響も懸念されることから、これらを含めた予測を行うこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は、現況においても夜間の環境基準を超過しており、さらに隣接の開発計画の工事用車両の影響も懸念されることから、これを含めた予測を行うとともに、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底し、隣接する開発事業者相互が連携して道路交通騒音の低減に努めること。

【景観】

計画建築物は、皇居外苑や日比谷公園等に近接しており、地域の代表的な景観の一部となるとともに、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワーク形成に資するなど公共性が高いことから、今後、詳細なデザインや色彩等の決定に際しては、地域関係者と十分な協議を重ねた上で、一体として長大な壁面とならないように隣接する建築物との調和に努めること。

【風環境】

本事業は、駅や公園を含めた一体的な歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、より一層の防風対策を検討すること。また、事後調査においては、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

資料の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、審議結果について、環境影響評価項目の御担当の委員から補足することがあればお願いいたします。北地区、中地区と重複する部分があると存じますが、この資料の掲載順にお伺いしていきます。

では、「大気汚染」について、日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 こちらも重複していることで、大体同じことなのですが、このとおりでお願いします。特に変更点はございません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「騒音・振動」について、廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 これも全く同じです。私のほうからはコメントすることはございません。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、「景観」「風環境」について、宗方委員、いかがでしょうか。

○宗方委員 私のほうも特に追加することはございません。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、ほかの委員の皆様も含めまして御発言がございましたら

お願いいたします。発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。
——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、総括審議を終了します。ただいまの説明した内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございました。

○宮越部会長 では、引き続きまして、次第2の「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方はWeb上での出席となります。事業者の方は入室してください。

（事業者入室）

○宮越部会長 審議の進め方についてですが、審議は今回を含めて計3回とする予定です。今回の1回目と次回の2回目で審議を行い、2回目に審議結果をまとめ、3回目は総括審議となります。

また、事業者の参加は今回と次回の2回となります。本日の1回目では、委員の皆様を確認したい点や疑問点などを挙げていただいて質疑を行い、十分に議論していただきたいと考えております。御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から説明いたします。

それでは、資料5を御覧ください。「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見となります。

「1 意見書等の件数」は、都民からの意見書9件、関係区長からは、港区長、品川区長、大田区長からの意見3件、合計12件でした。

「2 都民からの主な意見」は、環境影響評価項目に関して、「大気汚染」「騒音・振動」「地盤・水循環」「生物・生態系」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」についてありました。主に「騒音・振動」について意見がございましたので、紹介いたします。

(2) 騒音・振動を御覧ください。東海道線接続区間から大汐線改修区間にかかる付近においては、新幹線と新幹線引き込み線が稼働しており、羽田空港アクセス線の開設に伴い、騒音・振動の悪化が懸念されることから、航空・鉄道等を含む最大値での予測と、一層の騒音・振動の低減を求めるもの。

次に、予測地点 T-7 における地上高 15m の予測結果は、昼間 62dB、夜間 57dB となっているが、「新線の基準」（昼間 60dB、夜間 55dB）を満たすものではないとし、地上付近（地上

1.2m) の予測だけでなく、マンションの個室（地上約 16m 近辺）における騒音・振動の影響の評価と対策等の検討を求めるもの。

次に、予測地点 T-4 は曲線部に位置し鋼桁橋であるため、転動音や構造物音の発生等、直線部や鉄筋コンクリートラーメン橋と比較してより大きな騒音が想定されることから、騒音値が過小に算出されており、また、分岐器の通過による騒音の影響や、新幹線引上げ線の影響も考慮されていない。予測結果は過小に算出されていることが危惧されるので、評価の再実施を求めるもの。

次に、環境影響評価書案に記載されている防音壁の設置、消音バラストの散布、ロングレールの採用、レールの重量化を必ず実施し、騒音の低減を求めるとともに、工事完了後も適切な地点で定期的な騒音・振動の調査を求めるもの。

マンションの居室のベランダにおいてスマートフォンで現在の騒音の状況を調査し、その結果は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針における新線の基準」を超える可能性がある。騒音予測地点は最も近い地点でも当マンションから数百メートルも離れており、予測内容が不十分とするものなどがございました。

次に、「3 関係区長からの意見」として、関係区長は、港区長、品川区長、大田区長から意見がありました。

港区長の意見ですが、総論と各論があり、環境影響評価項目に関して、「史跡・文化財」について意見がありました。

次に、品川区長の意見ですが、環境全般と環境影響評価項目に関して、「騒音・振動」と「史跡・文化財」について意見がありました。「騒音・振動」については、鉄道騒音予測結果によると、予測地点 T-9 では、1.2m 高さにおいては評価の指標を満足すると結論づけられましたが、10m、15m 高さにおいては昼間・夜間とも同指標を大きく上回っています。当該地点は中高層の住宅等に近接しており、供用開始後の鉄道騒音による環境影響が懸念されることから、さらなる環境対策を講じ、住居等近隣受音点への環境影響の低減を求めるものなどがありました。

最後に、大田区長の意見ですが、環境影響評価項目に関して、「騒音・振動」「大気汚染」「水質汚濁」「温室効果ガス」について意見がありました。

なお、都民及び関係区長からの意見については、事業者から見解が示されております。見解については、本事業の見解書という冊子のほうでまとめられておりますので、詳しくはそちらのほうで御確認いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事務局の説明について、御質問等がございましたらお願いいたします。なお、事業内容、評価書案に関する質問については、この後の事業者説明の後をお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、次に事業者から各選定項目の予測・評価について説明をお願いいたします。事業者の方、準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、概要について御説明いたします。

まず、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」の事業概要について説明させていただきます。

評価書案 12 ページを御覧ください。対象事業の目的及び内容を御説明いたします。事業の目的といたしまして、当社は、図 6.1-1 に示します羽田空港アクセス線構想の推進を掲げ、今回、このうち橙色で示す東山手ルート及び赤で示すアクセス新線を整備することといたしました。この整備により、広範囲の地域と羽田空港をつなぐ輸送ネットワークの強化が図られ、羽田空港の機能強化、首都東京のさらなる発展、国際競争力の強化、交流の促進並びに地域の活性化に寄与することを事業の目的としております。

次に、事業の内容につきまして、17 ページを御覧ください。図を御覧ください。本事業は、港区に位置する田町駅付近を起点とし、品川区の大井ふ頭に位置する東京貨物ターミナルを経て、大田区に位置する羽田空港新駅までの約 12.4km の鉄道路線整備であります。このうち、黒線で示す約 7.4km が改良区間であり、左手から東海道線接続区間（約 1.5km）、大汐線改修区間（約 3.4km）、東京貨物ターミナル内改良区間（約 2.5km）の 3 区間で構成されております。赤線で示す約 5km が、建設区間となるアクセス新線区間となります。構造形式は、下段断面図に記載のとおり、トンネル、高架橋、地平、擁壁となっております。駅については、羽田空港新駅（仮称）のみを整備します。

続いて、51 ページを御覧ください。環境影響評価の項目になります。環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表に記載のとおり、「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「景観」「史跡・文化財」「廃棄物」の合計 7 項目を選定しています。

それでは、「騒音・振動」の項目から順に御説明いたします。120 ページを御覧ください。

「騒音・振動」につきましては、工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、67～80dB であり、全ての作業において、評価の指標である騒音規制法及び

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく基準値を満足しております。

また、建設機械の稼働に伴う建設作業振動は、敷地境界において61～70dBと予測され、全ての作業において、評価の指標である振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく基準値を満足しております。

続いて、121 ページを御覧ください。工事の完了後における鉄道騒音の予測結果は、表 8.1.4-1 に示しますとおり、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2mの地点において、昼間47～60dB及び夜間42～55dBです。評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「新線の基準」の昼間60dB、夜間55dBを満足しております。

続いて、122 ページを御覧ください。鉄道振動の予測結果は、表 8.1.4-2 に示しますとおり、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において46～65dBであり、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の基準(70dB)を満足しております。

当社といたしましては、環境保全のための措置として、防音壁の設置、ロングレールの採用等に加え、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施するなど、鉄道騒音及び鉄道振動の低減に努めてまいります。

次に「土壌汚染」についてです。130 ページを御覧ください。事業区間において地歴調査を行った結果、東京貨物ターミナル内改良区間にある検修庫においてガソリンを取り扱っていた可能性が確認されました。検修庫周辺の赤い範囲が、土壌汚染のおそれのある範囲と考えています。土壌汚染のおそれのある範囲は、現在も検修庫として使用しているため、調査を行うことができません。工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく手続、調査を行い、汚染土壌の存在が確認された場合には、同法及び同条例に基づく手続を行い、拡散防止対策を実施いたします。

以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足しております。

次に「地盤」についてです。175 ページを御覧ください。工事の施行中と工事の完了後について、地盤掘削に伴う地盤の変形及び地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下について予測・評価しました。

地盤の変形に対しては、地盤掘削の際、土留壁の構築や土留支保工等を実施することなどから、地盤の変形はほとんど発生しないと予測します。

地下水の水位及び流況の変化に対して、東海道線接続区間では、擁壁区間及び開削トンネル区間は帯水層まで達しません。また、シールドトンネル区間では、帯水層にかかりますが、剛性及び遮水性の高いトンネル構造を構築します。地下水は計画線とほぼ並行に流動していると考えられ、地下水の流動はほとんど阻害しないと考えられます。また、アクセス新線区間では、帯水層にかかりますが、地下構造物は遮水性の高いコンクリート等により構築します。地下水は、地表から地下浸透した後、施工箇所や地下構造物の周囲を迂回して流動し、周辺の海洋等へ湧出すると考えられます。よって、地下水の水位及び流況に与える影響は小さく、地盤沈下の発生はほとんどないと予測します。

したがって、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足しております。

次に「水循環」についてです。192 ページを御覧ください。ただいま「地盤」で御説明いたしましたとおり、工事の施行中及び工事の完了後の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいと予測されることから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足しております。

次に「景観」についてです。207 ページを御覧ください。代表的な眺望地点は、鉄道構造物が容易に見通せる場所として、港区の札の辻橋、品川区のみなどが丘ふ頭公園付近、大田区の京浜島つばさ公園の3か所を選定し、フォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を予測しました。一例として、本ページの写真は、札の辻橋のフォトモンタージュとなります。上段の写真は、札の辻橋から品川方面を望む空間です。一番左の線路が、休止中の大汐線です。完成後は中・下段のようになると予測します。計画線はトンネル構造となっているため、線路は見えませんが、遠方に機器室等の建物が設置されます。ほかの2か所も含めまして、換気施設等の外壁は、各区の景観計画における色彩基準等を踏まえて、周辺環境や地域景観になじむように配慮します。また、換気施設等の形状や意匠については、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。

したがって、評価の指標である「形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺環境との調和を図ること」を満足しております。

次に「史跡・文化財」についてです。220 ページを御覧ください。事業区間のうち、東海道線接続区間において、周知の埋蔵文化財包蔵地である雑魚場跡と高輪築堤跡が事業区間に近接しています。計画線の工事において、周知の埋蔵文化財包蔵地である雑魚場跡、高輪築堤跡を改変することはありません。ただし、計画線の掘削工事等において、同様の遺跡が発見

される可能性が考えられます。そのため、工事の施行に先立ち、文化財保護法等に基づき協議を行い、適切な措置を講じます。

したがって、評価の指標である「文化財保護法等に定められた規定を遵守すること」を満足しております。

次に「廃棄物」についてです。229 ページを御覧ください。建設廃棄物の予測結果は、表 8.7.2-1 に示しますとおり、工事の施行中の建設廃棄物の発生量は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、鉄骨・鉄筋、金属くず等、建設混合廃棄物等で合計およそ 12 万 t、建設泥土の発生量は、およそ 44 万 m³ と予測されます。

また、掘削工事に伴う建設発生土は 230 ページを御覧ください。建設発生土の予測結果は、表 8.7.2-2 に示しますとおり、発生量はおよそ 57 万 m³ と予測されます。

再利用率及び再資源化率は、各表のとおりです。東京都建設リサイクル推進計画の再資源化率を目標として、建設廃棄物の再生利用や建設発生土の有効利用に努めます。

再生利用が困難な建設廃棄物、建設発生土については、関係法令を遵守し、適切に処理します。

したがって、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足しております。

以上で環境影響評価書案の予測・評価の概要についての説明を終わらせていただきます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの事業者の方の説明について、委員の皆様から御質問や御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 丁寧な御説明ありがとうございます。かなり多くのことを伺います。

まず根本的なことを伺いたいのですけれども、資料編の 184 ページとか 183 ページに、予測に使った電車から出る音と構造物——高架橋ですね——から出る音のデータが使われていますが、高架橋の構造物音が 1 種類しかないのはなぜでしょうか。まず 1 点目、そこだけ教えてください。何が聞きたいかといいますと、構造物は一様に同じということによろしいでしょうかという意味です。

○事業者 お答えします。今の御指摘のとおり、構造物につきましては、おっしゃっていることは、鋼構造の橋梁の箇所とコンクリートの高架橋の箇所のような構造物の違いがある中で、今回、高架橋部という位置づけでパワーレベルと列車速度の関係の図表を作っていると

ということに関して御質問されていると考えます。今回、私どもといたしましては、弊社の中で、今回のアクセス線で使用いたします構造物と類似している、現在列車が走っている箇所と同様な構造形式の場所で何種類かの測定をした中で、資料編 184 ページに記載されております高崎線赤羽高架橋の騒音結果が音として一番大きいものということで、こちらを採用することで全ての構造形式に当てはめられると判断し、この結果を用いて予測を行ったということでございます。

○廣江委員 そのことが記載されている箇所はありますか。単刀直入に申し上げます。構造物がコンクリートと鋼橋で違うと分かっているのであれば、どの箇所を測って、どのデータを用いたかということが分かるように書いていないと、まずもって評価のしようがないと御指摘いたします。

それは、もっと申し上げますと、この予測式、かなり古いやつをお使いですけれども、昭和 55 年のこの原稿は皆、有名ですので持っています。182 ページに書いている適用範囲のところに、「コンクリート高架橋のみ」と書いてある条文だけが見事に消してありますが、あまりお勧めされるものではありません。鋼橋に使ったのであれば、鋼橋の予測にこれを使ったということをはっきりと書いていただきたいのと、どちらを採用しているのかが分からないと何とも言いようがないというのがまず 1 点目です。ですので、コンクリート高架橋として全線を評価したのか、鋼橋として評価したのか、その点だけはまずはっきりとお示しいただきたいというのが 1 点目です。今日御回答いただけないのであれば、次回で結構です。

2 点目、一番重要なことですが、住民からの御指摘や区長の御指摘にもあるように、高さ方向の変化が急激に変わるというのはもう分かっていることですが、沿線に中高層住宅があります。例えば資料編の 191 ページのことが住民の意見にも出ています。大きいところでは 13dB~20dB 以上 1.2m との間に差があり、指針と比較するのが適当かどうかは別として、70dB を超える場所があるということは非常に大きなことだと私は認識しております。伺いたいのは、ここに対して評価の場所ではないという理屈は、残念ながら、アセスの場ですので、なかなか通りにくいと思います。実際こういうところに対してどういう御配慮が今後検討できるのかというのも、今日でなくても結構ですので、次回以降お示しいただきたい。

まず大きく 2 点です。ほかの方の御意見もあると思いますので、私は以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方から御意見、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 先ほどは御説明ありがとうございました。埋蔵文化財について質問させていただきます。

埋蔵文化財の件で、今御説明の中に、対応について満足するといったような表現があったのですけれども、今のところはまだ御対応というか、方針としては、これから協議をすることが示されているのみであって、その後に品川区、港区、大田区との調整がまだ調わないうちに、予想として満足するのかもしれないのですけれども、まだその辺がはっきりそう言えるのかというのは今後の対応次第かなと考えております。

その中でも、特に港区の、少し区長が懸念を示されている点が、私も気になっているところであります。それについては、現時点で、アセスという意味においては、評価書案の図 8.6.2-1 に史跡・文化財の図を入れていただいているのですけれども、こちらについて、もう少しはっきりとした図面にするといえますか、港区のほうからは、第一台場に当たっているということで、これはペリー来航以来の非常に日本史上でも重要な場所というのがこの図からは抜け落ちておりますので、できましたら台場の位置、それから予想される高輪築堤については海岸線の位置、こちらについては既に報告書等でも非常に丹念な調査が行われておりますので、この辺り少し追加されてはいかがでしょうか。今ある図面から起こせるものになりますので、港区の持たれている資料、品川区の持たれている資料をもう少し入れられると、より十全な対応に向けての方針というのがもうちょっと見えてくるのではないかなと思います。その辺りお聞かせください。

○事業者 御質問のうち、品川台場の箇所でございますけれども、こちらは事業計画上、既存の休止中の高架橋をそのまま利用いたしまして、新たに構造物を、地中を掘って構築するという予定はございませんので、特段今の我々の計画については、こちらの史跡・文化財に与える影響はないものと考えている次第でございます。

また、高輪築堤跡の包蔵地に関しましては、先ほどお示ししております 220 ページのほうで、実際の包蔵地に出ている箇所についてはお示しして、現在、計画線と近接した位置には包蔵地があるということではありますが、我々の計画の位置に包蔵地が重複しているということではないということでございますので、港区と協議をして、しっかりと今後、法に基づいた手続を、工事に先立ちまして協議をしていくというふうに考えているというところでございます。

○水本委員 こちらにつきましては、書かれている対応というのは取られているのだなというのは私のほうでも理解はしているところなのですけれども、第一台場については、特に区

長からも懸念が示されているということで、こちらについて、例えばこの図面の上に乗せていくということは、お考えはないでしょうか。工事のところと重なっているとか重なっていないとか検討できる素材にもなると思うのですけれども、特に港区の側では、むしろそれを把握して周知する側ですので問題はないと思うのですけれども、第一台場はどこにあって、どうかぶっているのかというようなことを、これは都民の方あるいは港区、大田区、品川区の住民の方が見る資料ということで理解しますと、それがどう重なっているのかを示すということは大切なことではないでしょうか。いかがでしょうか。重複していないことを示すということもあり得ると思うのですけれども。

○事業者 今、水本委員がおっしゃっているのは、216 ページで品川第一台場について平面図で示していることに対して、もう少し具体的な資料をもって説明したほうが分かりやすいのではないかという御意見でしょうか。

○水本委員 こちらについては、包蔵地としてはこれなのですけれども、台場については少し調査を詳しく港区でもやられておりますし、品川区も把握されているところだと思いますので、もう少し追加的に、史跡・文化財という意味では、ほかの台場も含めて示されたらどうかと思います。

それには実は理由がございまして、実は東京湾の地形というのはあまりはっきりとは分かっておりません。それについては、旧東海道のラインと台場とをもって元あった海岸線というのが少し見えてくるかなと思います。これについては、実は史跡・文化財という意味も私のほうではすごく気にしているところなのですけれども、もう一つ別の意味もあって、海岸線のラインというのは、実はこの海浜部の開発とその安全については非常に重要な意味を持っていると思います。旧地形がどういう形であったのかを非常によく示しているところだと思いますので、これは今後の都市防災という意味でも把握していただいくのがいいと私は思っているのです。例えば縄文時代から江戸時代というところで海岸線が大分変わっております。このことを恐らく JR 側も把握しておくということは、今後この海浜部の、特に温暖化で海面上昇とか、先日も津波ですとか、いろいろ言われる中で、どこまでかつて海であったのかという情報というのは大変重要な情報になると思いますので、ぜひそのサインだと思って少し丁寧な調査をこのところをお願いしたいと思います。その意味と、もう一つは区長方の懸念というところで、埋蔵文化財への対応というところで、把握しながら適切にやっていくよということ、そういう、この小さな図面の中にも実は現れてくるところだと思いますので、その辺りもう一步踏み込んだ丁寧な対応をお願いできたらなと思うのですけれども、いかが

でしょうか。これから調べるといふより、もう分かっているものを載せるといった意味でございますので、いかがでしょうか。

○事業者 今お話しされた趣旨は理解いたしましたので、また次回の方で御回答させていただきたいと思っております。

○水本委員 ありがとうございます。参考になるものとしては、港区の台場の展示、それから品川区で縄文の遺跡の貝塚の展示をやっておりますので、この辺り非常に海岸線の情報を多分に含んでおりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。幾つか教えていただきたいのですが、廃棄物の予測条件といたしまして書かれているところで、ページで言うと 228 ページの部分なのですが、予測手法としてアのところで書かれているところです。「既存建造物等の解体撤去において発生する建設廃棄物、建設工事に伴う建設廃棄物については、鉄道施設の施工計画、類似事例から解体・撤去の対象となる数量を算出する手法とした。」ということで、よく廃棄物の分野では原単位法を使われて、それを基に予測していくのですが、使用される原単位によって誤差の程度が結構変わってくるもので、今回、類似事例を使用されているということなのですが、どのような事例を使用されたというのが、記載が見当たらなかったもので、その辺りの情報を教えていただきたいということと、そのような原単位の情報を評価書のときに書いていただいたほうがいいのかと思ひまして、コメントさせていただきました。それが 1 点です。

もう 1 点が、今回、廃棄物の部分で、建設発生土と泥土の関係で、おおむね 100 万 m^3 くらいになるということになるかと思ひます。これはかなりの量になっておりまして、この対策として、予測に反映した対策などで縮減なども書かれているのですが、特にシールド工法における発生した泥土の縮減の方針とか、その辺り今回特殊性というか、特徴のある事業ですので、もうちょっと具体的に説明いただいてもいいのかなと思ひたのですが、その辺りの考え方について、もしあれば御説明いただけたらと思ひます。よろしく申し上げます。

○事業者 1 つ目の、廃棄物の数量についてでございますけれども、こちらの記載で、確かに鉄道施設の施工計画、類似事例から数量を算出する手法としたというふうに記載させていただいております。こちらのほとんどの数量につきましては、実際に現存する鉄道施設の大

きさから、どれだけ撤去するのかという工事計画がございますので、そちらに基づいて、実際の数量を積み上げて出しております。類似事例については、今、池本委員から御指摘のあった原単位法というものではなく、建物の撤去ということがあれば、同様な建物の例からどれくらいのそれぞれの材料のボリュームがあるだろうという割合として使ったというレベルでございまして、基本的には現存するものの数量をベースに積み上げをやっているということでございます。

2点目の、発生土、泥土の縮減等の方針でございますけれども、こちらにつきましては、協議等の関係もございまして、今日は御回答を差し控えさせていただきまして、次回に御回答させていただきたいと考えております。

○池本委員 ありがとうございます。そうしますと、今回、廃棄物の予測で出されている数字というのは精度がある程度あるものという理解でいいということでしょうか。

○事業者 はい。

○池本委員 承知しました。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

では、私から質問させてください。「地盤」と「水循環」に関してなのですが、調査計画書の段階から比較すると、工事の施行中のモニタリングについて、地下水位のモニタリングの地点などを追記してもらっていますので、あと資料に観測井の構造とか、柱状図も附帯されていますので、分かりやすく充実した図書となるように事業者の方に努めていただいたことがよく分かりました。

工事の施行中のモニタリングについてなのですが、地下水位のモニタリング自体の記載はあると思いますが、地盤変位のモニタリングについて、これは環境保全の措置にも盛り込まれていると思いますが、これについてはどのような計画になっているか、具体的な記述はありますか。

○事業者 評価書案に具体的な記載はございません。

○宮越部会長 今後どのように進めていくかというのは、いつ頃決まって、どのように評価していくのでしょうか。

○事業者 工事を進めるに当たってどういうモニタリングをするかというのは、まだ検討が必要と考えておりまして、事後評価の計画書の中でお示しさせていただきたいと考えてございます。

○宮越部会長 分かりました。この資料を拝見すると、あと現地視察で見せていただいたのですけれども、埋土を含めて軟弱な地盤の掘削が計画されていることや、空港の滑走路の近傍であったり、あと近くに鉄道が通るような場所など、極めて難しい場所の掘削になるのではないかと、難工事が予想されているのだらうと推察します。また、都民の方からも地盤に関して意見も挙げられています。ですから、これら地盤の変形の未然防止のために適切なモニタリング地点と配慮等、計画をぜひお願いします。

あと、水循環について2点教えてください。途中で東海道線接続区間の流向についての図があったと思うのですが、154 ページ。その図の等値線を根拠としてだと思っておりますけれども、説明で「計画線に沿って流動している」という記載が多数あります。環境保全の措置に関する部分でもそのような記載があると思います。確かに154 ページ、155 ページの図を見る限りではそのようになっていますが、ただ、この水位変動というのはかなり大きい。152 ページに記載がありますが、被圧地下水とはいえ、かなり季節によって大きな変動をしていたり、あと2週間程度の変動が見られるとか、そういった記載もあって、恐らく変化しやすいものなのだろうと思います。特にW-3・4・5について、現状の分布からいうと確かに計画線に沿ってというのはよく理解できるのですが、例えばNo.3 の地下水の変動を見ると、最近では透水が少ないときに下がり調子になっていて、No.5 と逆転していたりして、一概に計画線に沿ってとは言えないと思います。ですから、このような記載が適切であるか、委員としては疑問がありました。ほかの、例えば帯水層の厚さに対して地下の構造物の大きさが小さいとか、そういったことに対しては確かに記述のとおりだとは思っておりますけれども、計画線に沿って流動しているからということは何かの理由とするのが果たして適切であるか疑問がありました。

また、156 ページ、調査結果の概要、地下水位の変動の (b) のW-8-1、江戸川層の砂質土層の水位に関してなのですが、その記述の中で、海水が海底面から江戸川層の中に浸透しているという記述があります。これの根拠に疑問がありました。上の記述から見ると、潮位変化に応答がいいからということを経由にしているように読めるのですが、ただ、一般的に被圧帯水層も含めて、海に近い場所では潮位の影響を受けるのもよくありますし、あと、被圧地下水の水位変化というのは、基本的に帯水層に対する荷重や圧力変化の影響だと思います。ですから、実際に海水が浸透しているという記述が適切であるか疑問がありました。海水が入っているかどうかというのは、今後もし例えば水質の評価が必要になったり、塩水侵入がもし議論になったときに非常に重要な内容だと思うので、お伺いさせていただきました。

るということを考えてございます。

現時点では以上でございます。

○廣江委員 ありがとうございます。私が一番気にするのは夜間です。夜間は睡眠を妨害することで非常に大きな苦情につながる可能性があり、また、睡眠妨害は、寝不足だったらまだ寝る時間を確保すればいいのですが、不眠とかを引き起こした場合は、これは完全に病気ですので、夜間については非常に関心を持っております。特に鉄道工事は、新宿駅周辺なんかがそうだったように、夜間があるだろうと想定していましたので、住民が不安に思っているという中には、情報発信が少ないというのも含まれているのではないかと思いますので、分かる範囲、御社が想定できている範囲で構いませんので、やはりそういう情報もこういうところにできる限り書いていただくことをお願いしたいと思います。

質問、コメントは以上です。ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から御意見、御質問、いかがでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 関連してだったのですけれども、廣江先生のお話とちょっとまた観点が異なると思うのですが、現地を見させていただいたときに、最後の田町の駅の近くのところまで行かせていただいたところで、今走っている電車の車両の音とかで結構、あとマスクをしていたのもあって、ちょっと負けてしまって自分が声を出しにくかったなというようなのを覚えています。そのときにも、線路の工夫で——改善であるとか——音の関係は新しい施設では低減されてきているのだという御説明もあったと記憶していますので、そういったような情報などもプラスの情報として記載いただけるといいのかななんて今思いましたので、御参考いただけたらと思います。私の専門の分野ではないので、参考までということで聞いていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から御意見、御質問、いかがでしょうか。

本件では、評価項目として、「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「景観」「史跡・文化財」「廃棄物」が選定されています。「景観」に関しまして、宗方委員、もし御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○宗方委員 いろいろと説明ありがとうございます。「景観」は、そんなに大きなものがで

きないという意味では大きな問題はないと思っておりましたが、問題があるものを対応するというよりも、修景という観点で、田町の近くの、先ほどの資料でも見せていただいた、橋の上から見下ろしたところ、それはフォトモンタージュで作ったというのが、単にべた塗りで塗り潰されていたというようなことになっておりましたけれども、あれは地下に入っているところだから天井部分がべた塗りで表現されていた、そういう理解でよろしいわけですね。そういうものであれば、何かそこを修景する計画などあるのかとか、そういったことを教えてください。

○事業者 今、委員がおっしゃったのは、現状で線路がある区間をグレーでべた塗りしているということ……。

○宗方委員 はい、その部分です。

○事業者 こちらの区間については、線路はトンネルの中、地下の中にございますので、地表面の、線路がない形になるということで、このように図化させていただいたということをございます。

○宗方委員 では、上はどういうふうに整備されるわけですか。評価書案の 207 ページで茶色く塗られているところ辺りは、もともと線路があったところがなくなっているというのは、今砂利が敷いてあるようなイメージなので。そういう理解でよろしいわけですか。

○事業者 今の計画としまして、この区間について、機器を入れる建物を建てる計画がございまして、それにつきましては、こちらのフォトモンタージュで「機器室」ということで表現させていただいておりますが、地表面についてはほかのものを新たに構築するという考えがないことから、このような表現にさせていただいているということです。

○宗方委員 これは RC か何かの構造物の天井という意味ではなくて、地面になっているという理解でいいわけですか。

○事業者 そうです。

○宗方委員 既存のあまり使われていない線路のようにだんだん雑草が茂ってくるみたいな、そういう。

○事業者 もしくは、舗装したような形というイメージでございます。

○宗方委員 線路があるかないかで大分そういったものも風情が違ってきますので、細かいことではありますが、配慮していただければと思います。

○事業者 はい。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御意見、御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、本件の審議は終了したいと思います。

○宮田アセスメント担当課長 すみません、保高委員と渡邊委員からコメントを預かっていますので、発言させていただきたいと思います。

○宮越部会長 はい、お願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 まず保高委員からなのですが、「土壌汚染はコメントはございません。ガソリンスタンドの跡地をしっかりと調査していただき、法令に従って進めていただければと思います。」というコメントをいただいております。

それから、渡邊委員からは、「温室効果ガスは評価項目ではないのですが、区長からのコメントも踏まえて、施設の運用、車両の運行等に伴う温室効果ガス排出量を事後に御報告いただくことはできますでしょうか。」という御質問を頂いております。

○宮越部会長 ありがとうございます。両委員とも本日もう御欠席ですよ。

○宮田アセスメント担当課長 そうですね。ちょっと長くなっているのです。この件についてJRから御回答いただければと思います。

○宮越部会長 本日御回答でよろしいですね。

○宮田アセスメント担当課長 はい。

○宮越部会長 では、事業者、よろしくお願いいたします。

○事業者 「土壌汚染」の関係につきましては、調査を行って、法令に従うということで、そこは粛々と進めてまいります。

それから、渡邊委員の「温室効果ガス」につきまして、施設の運用によって排出される温室効果ガスということでございますけれども、どういう形か検討は必要かとは考えますが、今回、列車の運行で発生する動力源としましては、基本的には電気となりまして、それが実際に羽田空港のアクセス新線で発生するボリュームがどの程度のものかということをお示しできるのかどうかということが少し懸念がございます。また、評価書案のほうにも記載させていただいておりますが、温室効果ガスにつきましては、鉄道が乗り入れることで他の交通モードから転移することで、実際の環境に及ぼす温室効果ガスというのは低減される効果も期待されまして、そういったものを含めて評価することは若干難しいのではないかと私は考えておりまして、こちらにつきまして少し検討させていただきたいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。では、事務局から両委員にお伝えいただくということでよろしいですか。

○宮田アセスメント担当課長 この後、議事録ということで。あと、今回の発言についても次回の資料ということで取りまとめいたしますので、それを通じて両委員のほうに情報提供させていただきます。ありがとうございました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

○柳会長 柳ですけれども、よろしいでしょうか。

○宮越部会長 はい、お願いいたします。

○柳会長 多分、保高委員からの質問は、ガソリンスタンドの跡地ということですので、これは油汚染の可能性があるということで、油汚染については環境省からガイドラインが出ておりますので、それに従って対応していただきたいという御指摘だろうと思います。ちょっと補足いたしました。

○宮越部会長 ありがとうございます。事業者の方、よろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、ほかに御発言がないようですので、本件の審議は終了したいと思います。

事業者の皆様、本日はありがとうございました。事業者の方は退室してください。

(事業者退室)

○宮越部会長 予定しました議事は終了しました。「その他」ですが、何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、これをもちまして第二部会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午後 3 時 32 分閉会)